



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

- 規則
 - *67 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・男女共同参画課）
- 告示
 - 1030 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会課）
 - 1031 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（ " ）
 - 1032 身体障害者福祉法による指定医師の辞退（障害福祉課）
 - 1033 保安林の指定の解除予定（森林整備課）
 - 1034 道路の区域変更（道路保全課）
 - 1035 新道路の供用開始等（ " ）
 - 1036 道路の区域変更（ " ）
 - 1037 新道路の供用開始等（ " ）
- 選挙管理委員会告示
 - 79 政治団体の設立の届出
 - 80 政治団体の届出事項の異動の届出
- 収用委員会告示
 - 1 土地収用法による裁決手続開始の決定
- 公告
 - 和歌山海区漁業調整委員会委員の選任（資源管理課）
 - 二級河川加茂川水系河川整備計画の策定（河川課）
- 諸報
 - 和歌山県市町村職員共済組合の平成20年度決算の要旨（和歌山県市町村職員共済組合）

規 則

和歌山県規則第67号

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則

の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例第4条に規定する指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第5条第1項において同じ。）」を「知事」に改め、同項第4号中「指定管理者」を「知事」に改める。

第3条中「指定管理者」を「知事」に改める。

第4条中「指定管理者又は」を削る。

第5条第1項中「指定管理者」を「知事」に改め、同条第2項を削る。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「又は知事の承認を受けて指定管理者」を削り、同条を第6条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1030号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107200	ウォーターワン株式会社	神奈川県横浜市西区平沼1-1-3	船木拓志	茶話本舗デイサービス和歌山岩出	岩出市中黒58-3	通所介護	平成21.9.1 〔平成27.8.31〕

和歌山県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53

条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成21年9月4日
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合には、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合には、主たる事務所の所在地〕	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3071700219	有限会社鈴木一郎商会	紀の川市桃山町最上81番地	坂口真裕子	みつばち	紀の川市桃山町最上81番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.9.1 平成27.8.31
3060190554	アシスト合同会社	和歌山市西庄105-6-118	竹上智子	訪問看護つばさ	和歌山市木ノ本25-7-13	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21.9.1 平成27.8.31
3070107218	株式会社やすらぎ	和歌山市府中105-1	竹中宏光	株式会社やすらぎ介護事業部	和歌山市府中105-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.9.1 平成27.8.31
3070107192	株式会社松鶴	和歌山市島橋東の丁1-11	宮本保志	松鶴松江壺番館	和歌山市松江東二丁目4-32	通所介護・介護予防通所介護	平成21.9.1 平成27.8.31
3070107184	社会福祉法人やつなみ	和歌山市西庄527-4	中本照子	ジョイフルホームやつなみネクスト	和歌山市西庄117-20	通所介護・介護予防通所介護	平成21.9.1 平成27.8.31
3070107226	株式会社M&C	和歌山市鳴神248-8	森和彦	介護の森	和歌山市鳴神248-8	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成21.9.1 平成27.8.31
3070107234	有限会社紀泉ハウジング	和歌山市鳴神1103番地の5	小橋郁夫	有限会社紀泉ハウジング福祉事業部	和歌山市鳴神1103番地の5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成21.9.1 平成27.8.31

和歌山県告示第1032号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
紺谷忠司	外科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成21.7.7

山西康仁	内科	山西内科胃腸科眼科医院	田辺市湊998-3	平成21.8.17
------	----	-------------	-----------	-----------

和歌山県告示第1033号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦字城山641の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町熊岡字細板原657番1地先から同町南道字石引谷299番9地先まで	旧	7.50 } 10.00	101.00	
同上	新	9.70 } 13.00	96.60	

和歌山県告示第1035号

平成21年和歌山県告示第1034号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年9月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1036号

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
広野英幸後援会	夏見兼生	山西勝	日高郡印南町大字印南原726番地の1	平成21.7.16
亀岡まさふみ後援会	亀岡正義	亀岡浩次	紀の川市中津川534-1	平成21.8.10
さかぐち・みどりを支える会	池澤廣佳	木下晴夫	有田郡湯浅町湯浅2026-5	平成21.8.11

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市下川下字打越726番1地先から同市下川下字打越748番7地先まで	旧	3.80 } 14.30	209.00	
同上	新	3.80 } 14.30	209.00	

和歌山県告示第1037号

平成21年和歌山県告示第1036号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年9月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の

規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
民主党和歌山県第3区総支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 玉置公良、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成21.3.23	政党支部	
岡本庄三後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口48-1	日高郡印南町山口1439	平成21.7.6	政治団体	
自由民主党岩出市支部	主たる事務所の所在地	岩出市宮71-1	岩出市水栖600	平成21.7.13	政党支部	
和歌山県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	和歌山市十番丁19番地 W ajima十番丁4階	和歌山市西汀丁26番地 県経済センター8階	平成21.7.31	政治団体	
岡本庄三後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口1439	日高郡印南町山口48-1	平成21.8.10	政治団体	

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年8月27日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成21年9月4日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山市
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・5・12号市駅小倉線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県和歌山市出水字於糸島	62番1	公衆用道路	公衆用道路	6.20	不明	48.52	—	内田利司	和歌山市三筋目15番地の1	—		
	62番6	宅地	宅地	17.94	17.95	17.81	—					

公 告

公 告

漁業法（昭和24年法律第265号）第85条第3項第2号の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会委員を次のとおり選任した。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

区分	氏名	住所
公益代表者	田嶋勝正	東牟婁郡串本町串本1023番地

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川加茂川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成21年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第 1 章 流域・河川の概要

第 1 節 流域の概要

(1) 流域の地形

加茂川^{かもがわ}は、その源を和歌山県の海南市下津町^{かいなんししもつちょう}の東部に位置する鏡石山^{かがみいしやま} (標高 555m) に発し、市坪川^{いちつぼがわ}、宮川^{みやがわ}等の支川を合わせ、海南市下津町内を西流し、下津港^{しもつこう}に注ぐ、流域面積 28.1km²、幹川流路延長約 10km の二級河川である。

その流域は、北に藤白山脈^{ふじしろさんみやく}、南に長峰山脈^{ながみねさんみやく}があり、西は紀伊水道^{きいすいどう}に面してリアス式海岸の入り江である下津港が位置している。

下津町史等文献によれば、万葉の時代、加茂川の河口は現在の河口より約 2.3km 上流の大塚橋^{おおつかはし}付近にあり、海に向かって遠浅の干潟が続いており、現在の河口や宮川の下流部は海中にあった。その後、江戸時代の新田開発・塩田開発が進み、明治時代には下津港の利便の良さから塩田跡および水面が埋め立てられて製材工場・貯木場として利用され、昭和初期には石油製油工場が現在の河口付近に開発され、現在の加茂川の姿になっている。

(2) 流域の地質

加茂川流域は海南市下津町の中央に位置し、上、中流域は古生層に属し、変成岩 (緑色片岩、黒色片岩) を主体とした中起伏山地が広がり、下流域の河道沿いは第四紀層に属した砂層で構成されており、三角州性低地が開けている。

(3) 流域の気候

流域は瀬戸内式気候に属しており、近年の年間平均降水量は 1,300mm 程度で全国の年平均降水量 1,700mm と比較してやや少なく、年間平均気温は 16℃程度と比較的温暖な気候である。

(4) 流域の土地利用

温暖な気候、風土を利用して、段々畑^{うんしゅう}では温州ミカンが栽培されており、古くから下津港を利用して各地へ出荷されていた。現在でも、加茂川の中、上流域の大部分は常緑果樹園で覆われ、果樹園の約 90%がミカンを始めとする柑橘系の栽培で占められる。土地利用の割合は山地が約 87%、平地・市街地が約 12%、水田が約 1%である。

(5) 流域の人口

海南市下津町の人口は減少の一途をたどっているが、昭和 60 年以降核家族化により世帯数は若干の伸びを示している。国勢調査の推計値より、平成 17 年における海南市下津町の人口は 14,024 人、世帯数は 4,465 世帯である。昭和 55 年の人口の 80.5%にまで減少し、また 65 歳以上人口が 26.5%を占めており高齢化が進んでいる。

(6) 流域の産業

海南市下津町は主力産業であった石油製油所が全盛期の頃は、「ミカンと石油産業の町」と言われており、農業においてはミカン栽培が中心である。年間平均気温が約 16℃と四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、ミカンやビワの栽培が行われている。

特にミカンは地区の特産品で、「しもつみかん」の名称はいわゆる「地域ブランド」として知られる「地域団体商標登録制度」において最初に登録が認められたブランドの

一つである。また、貯蔵みかんの代表として知られる「蔵出しみかん」や、お菓子の神様として全国に知られる橋本神社において、子供が健やかに育つように祈禱を受けてから出荷される「雛みかん」など、個性あるブランドづくりが行われている。ビワの栽培も盛んで、仁義地区などが全国有数のビワの産地となっている。また、紀伊水道を臨む沿岸部では、シラスやハモ、ワカメなどの海の幸にも恵まれている。

製造業においては、近年になって橋梁・鉄鋼メーカーが進出してきており、企業誘致にも積極的に取り組んでいる。

海南市下津町の産業別就業者の割合は、一次産業 24.6%、二次産業 20.6%、三次産業 54.7%となっている。基幹産業は農業、製造業、海運業などである。

(7) 流域の歴史・文化

海南市下津町は、海南市の西側に位置し、南は有田市に接し、ほぼ中央を加茂川が流れ、西は海に面している。中央部を南北に熊野古道が通っており、古くから人々の往来が盛んであった。橋本王子、所坂王子など町内に「王子跡」が4つ点在していることから、当時の賑わいが偲ばれる。

また、江戸時代に紀州徳川家の菩提寺となった長保寺や、鎌倉時代の禅宗様建築を代表する善福院釈迦堂がある。長保寺の本堂、多宝塔、大門、善福院釈迦堂は国宝に指定されており、和歌山県下の国宝建造物7つのうちの4つが町内に存在し、そのほかにも数多くの文化財がある。加茂川の河口に位置する下津港は、元禄年間には紀州みかん船で有名な紀伊国屋文左衛門が江戸へ向けて出帆するなど、歴史と関わりの深い港である。そのほか、泣き相撲として親しまれている山路王子神社の奉納花相撲は県指定無形民俗文化財になっている。橋本神社の「菓子まつり」などユニークな祭りもある。

第2節 加茂川の現状と課題

第1項 治水に関する現状と課題

加茂川流域は、過去、集中豪雨、台風、高潮で大水害が発生し、甚大な被害を受けてきた。昭和36年の第二室戸台風では、下津町で半壊・全壊流出戸数240棟、床上浸水戸数523棟、床下浸水戸数286棟に及ぶ甚大な高潮被害を被った。また、昭和51年9月の台風17号では、床上浸水戸数63棟、床下浸水戸数255棟、浸水面積約62haに及ぶ浸水被害を被った。これらの台風による被害を契機として、昭和42年度から河川局部改良事業により河口から下流部の大崎橋までの河床掘削や護岸整備、中流部の河川幅の拡幅などの河川改修を行った。その後、昭和60年から築堤護岸の整備や河川幅の狭小な区間での拡幅整備が大崎橋から大塚橋までの区間において行われた。しかしながら、平成元年9月の豪雨では高潮の影響も受けて、流域で床上浸水戸数57棟、床下浸水戸数211棟、浸水面積54haに及ぶ被害を被った。さらに平成12年、平成13年にも浸水被害が発生している。このような状況から加茂川の早期の治水対策が必要である。

第2項 利水に関する現状と課題

加茂川には多くの堰が設けられており、1.6k付近に設けられている「大湯井堰」や8.5k付近に設けられている「おどり場堰」等、農業用水として灌漑に利用されている。近年、渇水による被害の報告はない。

第 3 項 環境に関する現状と課題

加茂川流域の大半を占める山地には、常緑果樹園が多く分布している。

上流の河道は、瀬と淵が連続する自然河道の様相を呈している。河道内に形成された瀬、淵には、オイカワ、ギンブナ等の魚類、ヒヨドリやアオサギ等の鳥類が見られ、メヒシバ等も群生している。

中流域では、多くの堰が設けられているが、堰に魚道は設置されておらず、上下流の連続性が確保されていない。また、大橋^{おおはし}付近から小南新下橋^{こみなみしんしもぼし}付近において瀬切れを生じやすい区間が存在している。加茂川は広い川幅を有しながら蛇行し、周辺にはアラカシ群落からなる常緑広葉樹林が生育している。ここでは、オイカワやカワムツ等の魚類、サギ類やセグロセキレイ等の鳥類が見られ、カナムゲラ等の植生も群生している。

下流域は海南市下津町の中心市街地を流下し、周辺は都市化が進行している区域であるが、オイカワ、ギンブナ等の魚類、シギ、サギ類等の鳥類、植生としてカラムシ群落等が確認されるなど、良好な河川環境が残っている。

汽水域では、河道は直線的となり、シマイサキ、スズキ等の回遊魚類、イソシギ、コサギなどの鳥類が確認され、ヨシ等の植物群落も見られ、ハクセンシオマネキやトビハゼ等の貴重な生物の生息が確認されている。

また、加茂川と宮川の合流点付近は、導流堤及び導流堤から下流方向に延びる中州が、流速や底質に変化を与え、多様な環境が形成されて、干潟生物にとって良好な生息環境となっている。

このため、魚類の生息・生育に重要な瀬・淵や、鳥類が飛来する宮川との合流点付近のヨシ群落、希少な干潟生物の生息域となっている河口付近の干潟など、生物の生息・生育に必要な自然環境を保全していく必要がある。

また、加茂川の水質については、環境基準は未指定であるが、近年、水素イオン濃度（pH）・浮遊物質（SS）・溶存酸素量（DO）については環境基準値 A 類型相当を満足し、BOD 値についても 1～3mg/l 程度となっており、環境基準値 B 類型相当を満足している。しかし、大腸菌群数については環境基準値 B 類型相当を超えた数値を示している。

下流域の住民から水質が良くないという意見もあり、県内の他河川と比較しても、人口の減少傾向や工業・畜産業といった産業活動への流域の土地利用状況を考慮すると、水質は良好ではない。生活雑排水などの流入負荷の軽減による水質の向上が望まれる。

第 2 章 加茂川水系河川整備計画対象区間

二級河川加茂川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのうち背後地の資産状況、過去の浸水状況を踏まえ、洪水対策として時間雨量 59.3mm/hr の降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。また高潮による被害を防ぐため、影響を受ける区間については高潮対策を実施する。

- ・加茂川 : 0.7km～1.60km
- ・宮川 : 加茂川合流点部

第 3 章 加茂川水系河川整備計画対象期間

計画策定から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現状の流域の社会状況、自然環境および河道状況に基づき作成されたものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により適宜見直しを行うものである。

第 4 章 加茂川水系河川整備計画の目標に関する事項

加茂川は海南市下津町の中心部を貫流する川であり、流域住民にやすらぎの場、憩いの場を提供するものである。河川整備計画では、流域及び河川の現状を踏まえ、治水安全度の向上とともに河川の自然環境の保全、沿川地域と河川が調和した川づくりを目指すこととする。

第 1 節 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

洪水対策として概ね 10 年に一度の確率で発生する規模の大雨（時間雨量 59.3mm/hr）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、高潮対策としては、戦後最大の被害を被った昭和 36 年 9 月洪水（第 2 室戸台風）と同規模の高潮から沿川地域を防御することを目標として、河川幅の拡幅、高潮対策のための築堤を中心として整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階や計画を上回る洪水の発生時の被害を最小限に抑えるため、関係機関との連携強化や洪水ハザードマップの作成支援等により、日常からの防災意識の啓発と高揚を図り、また関係機関との情報連絡体制等の強化を図る。

なお、将来発生が懸念される東南海・南海地震については、地震津波来襲時を想定して水門等の迅速な操作・開閉時間の短縮化を図り、津波ハザードマップを活用した関係機関との連携に努める。

第 2 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

加茂川の河川水は農業用水として利用されており、河川水の適正な利用については、渇水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な水管理、水利用が図られるように努める。

第 3 節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、住民にとって親しみやすい川を実現するため、加茂川流域の持つ自然環境や生物の多様性を保全し、身近な自然として住民がふれあえる川づくりを行う。魚類などの下降・遡上に配慮し、上下流の連続性を確保するよう努める。瀬、淵の連続性や水域から陸域への植生の連続性はオイカワ等の魚類の重要な生息環境となるだけでなく、サギ等の鳥類やハクセンシオマネキ等の底生動物を含め、多様な生物の生息環境として重要であることから、人工的な改変は最小限に抑える。

また、中流域においては、周辺にゲートボール場が整備されるなど、地域住民の憩いの場となっていることから、住民のニーズにあわせて、河川環境や自然景観を生かした親しみのある河川空間の創出に努める。

なお、特定外来種については、加茂川には生息していないが、流域内の溜池等にブラ

ックバス・ブルーギルの生息が確認されていることから、関係機関と協力し、在来種および希少種の生態に配慮する。工事実施に際しては地元住民及び河川環境保全アドバイザー等の意見を聞きながら、環境への影響を最小限に抑えられる工法での工事実施に努める。

第 5 章 河川の整備の実施に関する事項

第 1 節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により

設置される河川管理施設の機能の概要

計画区間について河川改修を行うことより、概ね 10 年に一度程度の確率で発生する時間雨量 59.3mm/hr の降雨規模の洪水における基準地点大崎橋での流量 250m³/s を安全に流下させるものとする。

実施に際しては、河積の確保のため築堤や河床掘削等を行う。

また、河道は必要に応じて拡幅するとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋において平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際の保全など、生態系への影響を配慮した整備を行う。

河川改修の概要は表 5-1、概略平面図、代表断面図のとおりである。

宮川合流点は現況の導流堤を残し、宮川合流点より左岸下流側の引堤および河床掘削等を行い、河積を確保することで加茂川の流下能力を改善することとする。

0.9km 地点の宮川合流地点には、高潮対策および内水対策として水門・排水機場を設置する。当該施設については自治体の協力を得て管理運営を行い、宮川流域の高潮や内水による浸水被害を効果的に軽減・防止する。

第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーションの機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように適切に管理を行うものとする。また、維持補修工事にあっても、環境保全等に配慮する。

さらに、河川愛護団体やスマイルリバー制度の活動などを支援し、流域住民との協働による維持管理に努める。

第 6 章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

加茂川では洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、水位周知河川の指定、浸水想定区域図の作成、インターネット・携帯電話を通じた河川水位・雨量情報の提供や周知を進めている。今後は洪水ハザードマップの作成支援等による防災情報の公表、共有をより進め、これらの情報が有効に活用され洪水被害が軽減されるよう流域住民の日常からの防災意識の啓発と河川への意識の高揚を図る。また関係機関との情報連絡体制、警戒避難体制、水防体制の維持・強化を図る。

また、加茂川には隣接する小学校等もあることから、学校や地域と連携し、川を通じて自然とふれあえる環境を整え、またその反面、川が持つ危険性についても子供の頃から正しく理解できるよう、環境学習の場としての河川利用の促進に努める。水質につい

ても、流入負荷削減に向け、法令に基づく排水規制の徹底や、河川環境保全への意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の向上に努める。豊かな自然環境を保全し、良好な姿で将来へ引き継いでいくために、河川の自然環境に対する地域の理解を深めるため、啓発を行っていく。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部工務課、海草振興局建設部海南工事事務所に備え付け、縦覧に供する。

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条

第3項の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年9月4日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小 出 隆 道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	42	72

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計
組合員数(人)	13,149	30	1,397	1	444	15,021
給料月額(百万円)	4,335	20	445	0	131	4,931
一人当たり給料月額(円)	329,712	664,393	318,608	0	295,220	328,306

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位:人)

経 理 単 位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人 員	16	2	4	1	23

4 損益計算書の要旨 (単位:千円)

経 理 区 分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
取	負担金	4,021,329	11,374,306		124,249	190,846		
	掛金	4,181,255	6,845,433			187,509		
	高額医療交付金	82,412						
	育児・介護休業手当金交付金	310,589						
	組合員貸付金利息							287,657
	保険料充当金							540
	連合会交付金				62,995	4,518		30,464
	利息及び配当金	3,809		285,301	1,142	1,950	281,718	171
	その他の収入	186,566				7,510	11,939	
	他経理から繰入金				22,967			
前年度支払準備金	664,413							
計	9,450,373	18,219,739	285,301	211,353	392,333	293,657	318,832	
支	給付金	4,189,433						
	職員給与				111,023	7,302	39,773	5,328
	厚生費				32	303,231	8	1
	旅費・事務費				9,386	4,268	4,570	1,953
	委託費				8,417	11,613	4,852	1,288
	貸借料				2,580	1,666	2,056	514
	負担金				20,895	2,564	6,727	2,131
	連合会分担金					151		
	支払利息			285,301			114,859	251,524
	前期高齢者納付金	1,378,363						

出	後期高齢者支援金	1,237,183						
	病床転換支援金	803						
	老人保健拠出金	164,213						
	退職者給付拠出金	506,077						
	介護納付金	562,891						
	連合会払込金	124,600	18,219,739		55,187			31,578
	連合会拠出金	322,172						
	他経理へ繰入金	22,968						
	その他の支出	9,733			4,019	7,556	4,605	29,348
	次年度支払準備金	646,412						
	計	9,164,848	18,219,739	285,301	211,539	338,351	177,450	323,665
差引当期利益金又は当期損失金(△)	285,525	0	0	△186	53,982	116,207	△4,833	

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
資 産	流動資産	1,491,134	1,002,913	4,527,570	236,002	426,961	1,052,505	347,746
	固定資産			10,467,685	6,466	929	12,486,415	10,403,988
	繰延資産							
資産合計		1,491,134	1,002,913	14,995,255	242,468	427,890	13,538,920	10,751,734
負 債	流動負債	24,438	1,002,913		1,535	19,526	11,625,433	102
	固定負債	646,412		14,995,255	118,423	2,109	88,399	10,406,871
	負債合計	670,850	1,002,913	14,995,255	119,958	21,635	11,713,832	10,406,973
資 本	資本剰余金							
	積立金							
	利益剰余金	820,284			122,510	406,255	1,825,088	344,761
	欠損金							
資本合計		820,284			122,510	406,255	1,825,088	344,761
負債・資本合計		1,491,134	1,002,913	14,995,255	242,468	427,890	13,538,920	10,751,734